

熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により令和2年（2020年）11月30日から令和3年（2021年）2月5日までの間に実施した財政援助団体等の監査結果に関する報告について、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）3月17日

熊本県監査委員	福 島 誠 治
同	竹 中 潮
同	岩 下 栄 一
同	山 口 裕

1 監査対象団体

補助金等交付団体	一般財団法人熊本県私学教育振興会、学校法人熊本信愛女学院、学校法人九州学院、学校法人尚綱学園、学校法人白百合学園、熊本バス株式会社、熊本県中小企業団体中央会、公益社団法人熊本県トラック協会、熊本県土地改良事業団体連合会
出資団体	公立大学法人熊本県立大学、公益財団法人熊本県移植医療推進財団、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団、公益財団法人熊本県環境整備事業団、希望の里ホンダ株式会社、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会、株式会社テクノインキュベーションセンター、一般財団法人熊本県伝統工芸館、公益社団法人熊本県畜産協会、公益財団法人熊本県農業公社、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金、公益財団法人くまもと里海づくり協会、一般財団法人白川水源地域対策基金
公の施設の指定管理者	くまもと県民交流館管理運営共同企業体、アスペクタ管理運営共同企業体、九州テクニカルメンテナンス株式会社、日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ、三角町漁業協同組合、株式会社熊本県弘済会、熊本利水工業株式会社

2 監査対象期間 令和元年度（2019年度）

3 監査の主眼

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体、県が出資している団体、公の施設の指定管理者の30団体について、令和元年度（2019年度）の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査に当たっては、次の事項に主眼をおいて実施した。

(1) 補助金等交付団体

- ・ 補助等の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・ 補助等の効果は十分に達せられているか。

(2) 出資団体

- ・ 出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
- ・ 組織の運営管理が適切に行われているか。
- ・ 会計経理等が適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

- ・ 管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
- ・ 指定管理者制度実施の効果は表れているか。

4 監査結果

監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行についてはおむね適正と認められた。

なお、公表すべき指摘事項、意見事項及び勧告事項はなかったが、早期の是正措置を促す必要がある事項については、対象団体ごとに個別に指導を行った。